

川 総 発 第 2 1 号
平成30年8月10日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 早 川 和 宏 様

川口市長 奥 ノ 木 信 夫



個人情報の外部提供について（諮問）

このことについて、市議会へ提出する諮問に含まれる個人情報を外部提供することについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 審査請求に対する裁決に関する諮問に記載される個人情報の外部提供について

地方自治法では、次の処分に関する審査請求があり、裁決をするときは、原則として議会に諮問をしなければならず、また、議会はこの諮問があったときは、その日から20日以内に意見を述べなければならないこととされている。

- (1) 第206条 議員、職員等への報酬、給与等の支給に関する処分
- (2) 第229条 使用料、分担金、手数料等の徴収に関する処分
- (3) 第231条の3 分担金、使用料、加入金等の督促、滞納処分等
- (4) 第238条の7 行政財産を使用する権利に関する処分
- (5) 第243条の2 職員に対し賠償を命ずる処分
- (6) 第244条の4 公の施設を利用する権利に関する処分

諮問には審査請求人等の個人情報が含まれることから、これを市民及び報道機関へ情報提供する方法についてご意見をいただきたい。

なお、現在審理中の案件のうち、次の2件については議会への諮問の対象となっている。

- (1) 退職手当支給制限処分の取消に係る審査請求（法第206条）
- (2) 本市の有する債権の督促に係る審査請求（法第231条の3）